

「指定就労継続支援（B型）事業 虹の家・友愛の家」  
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第175条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して就労継続支援（B型）サービスを提供します。  
当サービスの利用は、原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方（義務教育期間を終えた方）が対象となります。

◆◆目 次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスの基本理念・目的・運営方針	3
4. サービスに係る施設・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の設置状況	4
6. サービス提供の内容	5
7. 利用料金	8
8. 利用者の記録及び情報の管理等	9
9. 緊急時の対応	9
10. 非常災害時の対策	9
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	10
12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	11

各務原市・社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団（虹の家・友愛の家）

- ① 当事業所は指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けています。  
(岐阜県指定第2110500192号)

1. サービスを提供する事業者

設置者	名称	各務原市
	所在地	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
	電話番号	058-383-1111（代表）
	代表者氏名	各務原市長 浅野 健司
事業委託者	名称	社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団
	所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
	電話番号	058-370-7500（代表）
	代表者氏名	理事長 紙谷 清
	設立年月日	平成 8年10月 1日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 平成20年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	虹の家・友愛の家 (岐阜県指定第2110500192号)
事業所の所在地	虹の家 岐阜県各務原市那加桜町2丁目163番地 各務原市総合福祉会館内 友愛の家 岐阜県各務原市川島松原町405番地5 川島健康福祉センター内
連絡先	虹の家：電話番号・FAX：058-383-7617 友愛の家：電話番号・FAX：0586-89-6622
管理者	伊藤 由美子
サービス管理責任者	虹の家：平光 康寛 友愛の家：田中 香
サービスの実施地域	原則として、各務原市全域、その他
主たる対象者	身体障がい者（義務教育期間を終えた者） 知的障がい者（義務教育期間を終えた者） 精神障がい者（義務教育期間を終えた者）
定員	35名 (虹の家 20名・友愛の家 15名)
開設年月日	平成19年 4月 1日

### 3. サービスの基本理念・目的・運営方針

基本理念	「笑顔で 元気に 自分らしく」
基本方針	一、私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。 一、私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。 一、私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。
目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	心身に障がいのある人に対して、福祉的就労場所を提供し、能力及び特性にに応じ、適切に支援を進め、自立ができる力を養います。

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### 〔虹の家〕

##### (1) 施設

建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建
------	---------------

##### (2) 主な設備

居室の種類	部屋数	面積	備考
作業室	1室	117.67 m <sup>2</sup>	
多目的室 兼生活室 兼相談室	1室	101.18 m <sup>2</sup>	
更衣室	1室	10.14 m <sup>2</sup>	
給湯室	1室	5.60 m <sup>2</sup>	
便所	1室	6.13 m <sup>2</sup>	男女兼用1室
支援員室	1室	19.60 m <sup>2</sup>	

#### 〔友愛の家〕

##### (1) 施設

建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
------	---------------

##### (2) 主な設備

居室の種類	部屋数	面積	備考
作業室	2室	38.25 m <sup>2</sup>	
多目的室 兼食堂	1室	13.00 m <sup>2</sup>	
相談室	1室	19.25 m <sup>2</sup>	
更衣室(男性)	1室	10.00 m <sup>2</sup>	

更衣室（女性）	1室	11.00㎡	
便所	1室	18.00㎡	身体障がい者用便所含む
支援員室	1室	12.00㎡	

当事業所では、岐阜県の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

### 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	備考
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名					1名	1名	
サービス管理責任者	2名	2名				2名	1名	
生活支援員	4名	4名				4名	4.6名	虹の家 2名 友愛の家 2名
職業指導員	2名	2名				2名		虹の家 1名 友愛の家 1名
栄養士	1名			1名		0.1名		福祉の里等地施設兼務

#### ※調理員は委託

当事業所では、岐阜県の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

年度途中に、岐阜県の定める指定基準の範囲内で人員配置を変更する場合があります。

#### (ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

#### (イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は休業）

営業時間：午前8：30～午後5：15まで

（サービス提供時間 午前9時00分～午後3時30分まで）

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
<p>生活支援</p>	<p>日常生活において、身近自立等の基本的な生活習慣の確立を図り、余暇の充実やコミュニケーション能力の向上、仲間づくり等の支援をします。</p> <p>地域生活において、健全・安全及び豊かな生活習慣の確立を図り、その適応性が高まるよう支援します。</p> <p>(1) 文化的行事、スポーツ、レクリエーション及び創作活動、音楽療法（二友愛の家）等の支援をします。</p> <p>(2) 保護者と綿密な情報交換及び地域支援のネットワークを活用して、利用者個々への支援をします。</p>
<p>懇談・相談</p>	<p>〔懇談〕</p> <p>個別支援計画に基づき個人懇談を行い、生活及び就労支援等を適切にします。また、心身の悩みや相談等について話し合う「お話し会」を実施します。</p> <p>(1) 個人懇談（3者：1回/年・2者：2回/年）</p> <p>(2) お話し会（2者：数回/年）</p> <p>〔相談支援〕</p> <p>利用者が、地域でより良い生活をするために、必要に応じて地域の関係機関等と連携し支援します。</p> <p>(1) 心身の悩みや相談等について話し合い、早期解決に努めます。</p> <p>(2) 就労希望者、利用希望者には、福祉事務所・ハローワーク等と連携し支援します。</p>
<p>相談及び援助</p>	<p>利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談や助言、援助等を行います。</p>
<p>訓練</p>	<p>一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的にを行います。</p>
<p>生産活動</p>	<p>生産活動の機会を提供します。</p> <p>企業からの受託作業、自主製品（木工製品・縫製製品等）づくりを通して、基本的な労働習慣や職場適応能力を習得できるようにするとともに、働く喜びを得られるよう支援します。</p> <p>また、商品販売学習を通して、接客や金銭の受け渡し等の技術を学べるよう支援します。</p>

	<p>(1) 利用者の個々の能力や特性を見つけ、伸ばす支援をします。</p> <p>(2) 職場で必要なコミュニケーション能力の向上を支援します。</p> <p>〔虹の家〕</p> <p>① 自主製品（木工製品、合皮製品、雑貨）の製造</p> <p>② 受託作業（DIY用部品の仕分け・梱包、粗品用タオル・刺し子布巾折り・袋詰め、子ども遊技場用ボールの洗浄、他）</p> <p>③ 各種イベントでの販売活動（自主製品販売他）</p> <p>〔友愛の家〕</p> <p>① 自主製品（手工芸品、縫製製品、雑貨）の製造</p> <p>② 受託作業（刺し子布巾折り・袋詰め、箱折り作業等、他）</p> <p>③ 各種イベントでの販売活動（自主製品販売他）</p> <p>〔工賃の支払〕</p> <p>上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。</p>
<p>実習及び 求職活動等の 支援</p>	<p>一般就労を目指す利用者には、本人の能力や可能性等を考慮し、就労の支援をします。</p> <p>(1) 地域の関係機関（福祉事務所、障がい者職業センター、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等）と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。</p> <p>(2) 福祉ショップにおいて店員として参加し、接客等の技術習得に向けた支援を行います。</p>
<p>栄養管理</p>	<p>希望する利用者に対し、食事指導を行います。</p> <p>支援員と栄養士との連携のもとに、偏食等による栄養バランスの偏り等をなくす支援をします。また、自己管理意識を育てます。</p>
<p>事業所外支援</p>	<p>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>
<p>健康管理</p>	<p>健康状態を常に把握し、保健師、医療機関等の連携を図り、疾病等の予防と早期発見に努めます。内科検診や希望者に対し精神科検診を実施するとともに、ボランティアによる歯科指導を行います。また、体重・体脂肪・血圧測定を定期的に行い、記録・管理し、健康保持のための適切な支援を行います。</p>

	<p>けんこうしんだん 〔健康診断〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科検診（年1回・福祉の里で実施）</li> <li>・精神科検診（希望者のみ年1回・福祉の里で実施）</li> </ul> <p>しかしどう 〔歯科指導〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯のブラッシング指導（歯科ボランティア）</li> </ul> <p>（虹の家：隔月、友愛の家：月1回）</p>
えいせいかんり 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理と対応に努めます。また、調理に必要な機械器具等の管理も適正に行います。</li> <li>・感染症が発生し、拡がらないよう必要な対応をするよう努めます。</li> </ul>
あんぜんかんり 安全管理	<p>当事業所では、送迎時及び施設活動支援時の非常災害に関する具体的計画を別に作成し、利用者の家族との協力によって、利用者の安全に留意することにつとめます。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス （「友愛の家」は 行事の時のみ）	<p>希望者に対し、昼食の提供をします。支援員と栄養士との連携のもとに、栄養のバランスのとれた献立、利用者の状態に合わせた調理と自助具の活用、適温での配食を実施します。</p> <p>〔食事時間 午後0時～午後0時45分まで〕</p>	<p>310円</p> <p>※低所得者の軽減措置適用の場合 ※食事提供体制加算対象者</p>
創作活動等	<p>創作活動、音楽療法、施設外行事、各種レクリエーション等を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	280円 実費
就労に向けての 支援に必要な 諸経費	<p>就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	実費
日常生活上必要 となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等</p>	実費

社会生活上の 便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続きについて、利用者または保護者が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	じっぴ 実費
その他	サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代	じっぴ 実費

### 【サービスの概要】

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所の職員が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、サービスを変更する場合があります。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### (3) 利用料金の変更

サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

### (4) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日当日の午前9時15分までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日当日の午前9時00分までに申出のない場合は、キャンセル料として給食費の実費相当額を頂きます。（「虹の家」給食希望者のみ・平成21年5月から）



キャンセル料（給食費の実費相当額）1日あたり	310円
------------------------	------

(5) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(4)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、当月の利用料金の合計金額を、指定の納付書で最寄りの金融機関の窓口にてお支払いください。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：15です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

また、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者（別紙緊急連絡先の通り）に速やかに連絡します。

【協力医療機関】

医療機関の名称	公立学校共済組合 東海中央病院		
院長名	まつい はるお 松井 春雄		
所在地	かかみがはらしそはらひがしじまちょう ちょうめ ばんち 各務原市蘇原東島町4丁目6番地2		
電話番号	058-382-3101		
診療科	ないか ほか 内科 他	にゅう いん せつ び 入院 設 備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしよ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
平時の訓練	べつと さだ しょうぼうけいかく のつと ねん かいじょう ひなん ぼうさいくねん 別途に定める、消防計画に則り、年2回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。		
防災設備	じどうかさいほうちき あり 自動火災報知機 有	ゆう どう ひ 誘導灯 有	あり
	がすもれほうちき あり ガス漏れ報知機 有	ひじょうつうほうそうち 非常通報装置 有	あり

	<p>ひじょうようでんげん あり                  ・非常用電源 有</p> <p>あり                  ・スプリンクラー 有</p> <p>とう ぼうえんせいのも の しょう                  ・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。</p>
ほけんかにゆう 保険加入	<p>じこ さいがい そな せんがいはいしょうほけん かにゆう                  事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>かにゆうほけんがいしゃめい こうえきざいだんほうじんにほんちてきしょうがいしゃふくしきょうかい                  加入保険会社名：公益財団法人日本知的障害者福祉協会</p> <p>ひきうけがいしゃ どうわそんがいほけん                  （引受会社：あいおいニッセイ同和損害保険）</p> <p>かにゆうほけんめい しょうがいしゃせつそうこうほしょう                  加入保険名：障害者施設総合補償</p> <p>ほしょうないよう しせつ ばいしょうせきにな ほしょう しきちがい ばいしょうせきにな                  保障内容：施設の賠償責任にかかる補償（敷地外の賠償責任</p> <p>にかかるとんじょうじょうちゆうしょうがいほしょう                  にかかる補償・個人情報漏えい賠償責任補償・                  自動車搭乗中傷害補償）</p>

11. ようぼう くじょうとうもうしたてさきおよ ぎやくたいぼうし かん そうだんまどぐち けいやくしょうだい じょうさんしょう  
 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口（契約書第17条参照）

(1) ようぼう くじょうとうもうしたてさき  
 要望・苦情等申立先

とうじぎょうしょ 当事業所 りょうそうだんまどぐち ご利用相談窓口	<p>せきにしや まどぐちだんとうしや                  ・責任者・窓口担当者</p> <p>しゃかいふくしほうじん かかみがはらししゃかいふくしじぎょうだん                  社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団</p> <p>にじ いえ ゆうあい いえ かんりしや いとう ゆみこ                  虹の家・友愛の家 管理者 伊藤 由美子</p> <p>うけつけじかん                  ・受付時間</p> <p>まいしゅうげつようび きんようび ごぜん ごご                  毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15</p> <p>ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</p> <p>じゅう しょ かかみがはらしな かさくらまち ちようめ ほんち かかみがはらしじょうふくしがいけんない                  ・住所 各務原市那加桜町2丁目163番地 各務原市総合福祉会館内</p> <p>でんわばんごう 058-383-7617                  ・電話番号</p> <p>・F A X 058-383-7617</p> <p>※担当者が不在の場合は、事業団事務局または、事業所までお申し出ください。</p>	
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 かかみがはらししゃかいふくしじぎょうだん 各務原市社会福祉事業団 だいさんしゃいいん 第三者委員	てらしま けんじ 寺嶋 健司	【住所】 でんわばんごう 電話番号 *****
	みしゆく のりこ 御宿 則子	【住所】 でんわばんごう 電話番号 *****
かかみがはらしやくしょ 各務原市役所 けんこうふくしふしやかいふくしか 健康福祉部社会福祉課	<p>しょうざいち かかみがはらしな かさくらまち ちようめ ほんち                  ・所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地</p> <p>でんわばんごう しゃくしょだいひょう                  ・電話番号：058-383-1111（市役所代表）</p> <p>058-383-1126（社会福祉課直通）</p> <p>・F A X：058-389-3353</p> <p>うけつけじかん                  ・受付時間</p> <p>まいしゅうげつようび きんようび ごぜん ごご                  毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15</p> <p>ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</p>	

<p>岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会</p>	<p>所在地：岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号：058-278-5136 F A X：058-278-5137</p>
--------------------------------	--

(2) 虐待防止に関する相談窓口

<p>当事業所 虐待防止に関する 相談窓口</p>	<p>責任者 事業課長 安田 香実 窓口担当者 虹の家・友愛の家 管理者 伊藤 由美子 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。 電話番号 058-383-7617 F A X 058-383-7617</p>
<p>各務原市 障がい者虐待防止 センター</p>	<p>所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所健康福祉課 社会福祉課 電話番号：058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通） F A X：058-389-3353 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</p>

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>喫煙</p>	<p>全館禁煙です。指定の場所での喫煙をお願いします。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。事業所において利用上不要な貴重品は、持ち込まないようお願いいたします。やむを得ず、自己管理のできない利用者が貴重品を施設に持ち込む場合は、利用者本人の承諾のもとで支援員が預かりし、施設できる場所に保管します。</p>
<p>宗教活動・政治活動、 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

指定障がい福祉サービス事業（就労継続支援（B型））の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：虹の家・友愛の家

説明者職名： \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障がい福祉サービス事業（就労継続支援（B型））の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

家族の住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_